

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1434号)

平成29年8月25日

横 情 審 答 申 第 1 4 3 4 号

平 成 2 9 年 8 月 2 5 日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成29年1月6日建建情第1132号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市長の弁明書（建建情第230号）1及び2(2)項関連、写さないから最初から保有していなかったにも関わらず、紙面に印刷後写真は消去したとある。写真の処理模様及び紙面に印刷後、消去したことが判る文書。」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市長の弁明書（建建情第230号）1及び2(2)項関連、写さないから最初から保有していなかったにも関わらず、紙面に印刷後写真は消去したとある。写真の処理模様及び紙面に印刷後、消去したことが判る文書。」の個人情報非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「横浜市長の弁明書（建建情第230号）1及び2(2)項関連、写さないから最初から保有していなかったにも関わらず、紙面に印刷後写真は消去したとある。写真の処理模様及び紙面に印刷後、消去したことが判る文書。」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対して、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成28年11月11日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

- (1) 本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第2条第3項に規定する保有個人情報が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。
- (2) 本件個人情報は、審査請求人が、本件に係る個人情報本人開示請求書に、「横浜市長の弁明書（建建情第230号）1及び2(2)項関連、写さないから最初から保有していなかったにも関わらず、紙面に印刷後写真は消去したとある。写真の処理模様及び紙面に印刷後、消去したことが判る文書。」と記載していることから、審査請求人に係る写真の電磁的記録（以下「写真データ」という。）の消去についての事務処理文書である。写真データの消去にあたっては、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「規則」という。）により、文書による決裁処理は行わずに廃棄しており、本件において対象とされた行政文書を作成しておらず保有していないため、非開示とした。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件個人情報の全部を開示するよう求める。当該本人開示請求に係る保有個人情報について、担当課において作成しておらずなどは虚言である。
- (2) 当該本人開示請求に係る保有個人情報は、執務室及び書庫を探したが、担当課において作成しておらず、等との虚言は許さない。違反勧告をされたものの身になってみろ、行政犯罪である。請求通りの行政文書の開示を求めている。非開示などと隠蔽すべき理由は全くない。
- (3) 実施機関は、弁明書において、写真は写していないから電磁記録そのものが無い。事実に基づかない虚言にて縷々弁明していることについて、最近では平成28年12月14日に市民情報室に於いて、平成20年10月21日に実施機関は撮影しないから写真はない。平成20年11月5日に明らかになっている。黒い絵などを出して虚言を言うなど指摘し赤面を頂いたにも関わらず、保存期間は1年で運用していました、と黒い印刷絵を開示しようとしたので開示行為不成立を宣告し、黒い印刷絵の受け取りを拒否している。

## 5 審査会の判断

### (1) 建築相談に係る現地調査事務について

ア 横浜市では、市民から建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の敷地、構造及び建築設備についての建築相談を受けた場合、建築局建築指導部建築情報課（当時。現在の建築局建築指導部情報相談課。以下「建築情報課」という。）で資料調査及び現地調査を行い、写真を撮影する。

その後それらの調査結果を基に、建築基準法に違反する疑いがある建築物かどうか確認している。調査の結果、建築基準法に違反する疑いがある場合、建築情報課で作成した資料を建築局建築指導部建築安全課（当時。現在の建築局建築指導部建築指導課。）に提供して相談案件を引き継ぎ、同課では初期指導を行っている。

イ 現地調査の際に撮影した写真の記録は、紙面に印刷したものを行政文書として保存している。紙面に印刷したものについては、平成23年度までは、規則第10条第4項の規定に基づき制定する行政文書分類表（以下「文書分類表」という。）により、軽易な行政文書に該当するものとして保存期間は1年で運用していた。平成24年度からは、紙面に印刷したものについて、同分類表により「建築及び開

発に関する相談関係書類（1年）」としている。

ウ 建築情報課は、平成20年10月10日に旭区旭土木事務所から旭区白根特定番地について相談を受け、平成20年10月21日に現地調査（以下「本件現地調査」という。）を行った際に写真を撮影した。

(2) 本件個人情報について

本件個人情報は、本件現地調査の際に撮影した写真の写真データを消去したことが分かる文書である。

実施機関は、写真データの消去は、文書による事務決裁処理は行わずに消去しており、本件個人情報は、作成しておらず、保有していないため、非開示としたと説明している。

(3) 本件個人情報に係る実施機関からの説明について

ア 本件個人情報に係る状況について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

イ 写真データについては、紙面に印刷した後は不要となるため、消去しており、消去にあたっては、文書による事務処理は行っていない。

当該写真データについては、印刷後に不要となることから、規則第10条第2項で定める文書のうち、別表に定める「局区内部の軽易な検討文書及び事務連絡文書」に該当し、保存期間は1年未満の文書としていた。さらに、紙面に印刷した後は不要となるため、写真データは規則第13条第1項及び第2項に基づき、事務処理上不要となった時点で廃棄を行った。

(4) 本件処分について

ア 規則第10条第2項において、「行政文書の保存期間は30年、10年、・・・1年、又は1年未満とし、その基準は別表のとおりとする。」と規定されている。

また、規則第13条第1項において、「課等の長は、保存期間を経過したもののうち、次に掲げる行政文書以外の行政文書を当該局区の長の決裁を得て廃棄するものとする。」と規定され、さらに同条第2項において、前項の規定にもかかわらず、保存期間が1年未満の行政文書の廃棄については、事務処理上不要となった時点で行うものとする、と規定されている。

イ 建築情報課が行う現地調査及び引継資料の作成に係る通常の事務処理において、写真データを保存期間1年未満の行政文書として取り扱っているとの実施機関の説明は、規則により定められた基準に照らして特段不自然ではない。

ウ したがって、本件個人情報について、条例第25条第2項に基づき、作成しておらず、保有していないという実施機関の主張は、是認できる。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年1月6日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年1月19日 (第206回第三部会) 平成29年1月24日 (第299回第一部会) 平成29年1月30日 (第307回第二部会)	・諮問の報告
平成29年2月6日	・審査請求人から意見書を受理
平成29年4月14日 (第312回第二部会)	・審議
平成29年4月27日 (第313回第二部会)	・審議
平成29年5月26日 (第315回第二部会)	・審議
平成29年6月9日 (第316回第二部会)	・審議
平成29年6月23日 (第317回第二部会)	・審議